

昭和二十八年法律第百八十二号
国家公務員退職手当法

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の三）
- 第二章 一般の退職手当（第二条の四—第八条の二）
- 第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）
- 第四章 退職手当の支給制限等（第十一条—第十九条）
- 第五章 雜則（第二十条・第二十一条）
- 附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）、第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。
職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。
(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この法律において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡當時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 二 この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、養父母の父母については、養父母を先にし、祖父母を後にし、実父母を後にする。
- 三 前号に掲げる者は、父母を先にし、父母の養父母を後にする。
- 四 この法律の規定による退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 三 前号によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 四 次に掲げる者は、この法律の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの法律の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職手当の支払)

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給の日額の二十一日分に相当する額。次条から第六条の四までにおいて「退職日俸給月額」という。に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

四 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

五 三十六年以上四十年以下の期間については、一年につき百分の百二十

六 三十七年以上以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第三百二十号）第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十二条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に對する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに對する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）第一条の二（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する通勤をいう。次条第二項及び第六条の四第一項において同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

（一般的退職手当）

第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
 （一般の退職手当の額に係る特例）

- 第六条の五** 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないとときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
 - 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
 - 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
 - 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十
- 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額をいう。
- 第七条** **（勤続期間の計算）**
- 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 前項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第一百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前二項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算について、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。
- 前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。
- 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に一月末満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。
- （公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算）**
- 第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（行政執行法人を除く。）での業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用され

る者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期からの職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の公庫等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

第八条 **（職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の在職期間の計算）**

第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

（独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算）

職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人通常第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が國の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

第九条 **（前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算）**

前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

前二項の場合は、前各項の規定による在職期間の計算については、第七条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

（第八条の二） 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び行政執行法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集

各省各庁の長等は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行ふに当つては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に關し必要な事項であつて政令で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、内閣官房令で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者

二 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

三 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに一定年に達する者

四 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠つた場合における处分で政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日ににおいて受けている者又は募集の期間中に受けた者前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自發的な意思に委ねられるものであつて、各省各庁の長等は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 各省各庁の長等は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、該当の場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するためには必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、各省各庁の長等は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

一 応募が募集実施要項又は第三項の規定に適合しない場合

二 応募者が応募をした後国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

5 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

6 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、内閣官房令で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、内閣官房令で定めるところにより、前項の規定により認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
二 第二十条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

5 第三項の規定により応募を取り下げたとき。
6 各省各庁の長等は、この条の規定による募集及び認定について、内閣官房令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当

該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。
内閣総理大臣は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

第三章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第九条 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二十一条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般的退職手当に含まれるものとする。但し、一般的退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般的退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして内閣官房令で定めるものをいう。以下この条において同じ。））にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当する全ての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他内閣官房令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、内閣官房令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（「未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

一二 その者が雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

イ 当該勤続期間又は当該職員等があつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなりつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなりつた前の職員等であつた期間

の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。) 及び第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第六項又は第七項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について適用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「雇用保険法第三十六条、第三十七条及び」とあるのは「雇用保険法」(第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす)については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。第十九項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第四章 退職手当の支給制限等

(定義)

第十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 退職(この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。)の日ににおけるいかなるまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれいかなるまでに定める機関をいう。ただし、本に定める機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合には、当該職に相当する職)を占める職員に対する懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関)をいう。

イ 国会職員法第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長 両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関

ロ 裁判官 最高裁判所

ハ 檢査官 会計検査院

ニ 人事官 人事院

ホイからニまでに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定(国家公務員法第八十四条第二項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)を除く。)により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行った機関(当該機関がない場合には、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

（退職手当の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般的の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者に対する一般的の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般的の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする处分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をすることにおいて、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般的の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事案件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第六編に規定する略式手続によるもの)を除く。(以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般的の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般的の退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般的の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般的の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般的の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般的の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定に

- よる処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合
- 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事件に起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合
- 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 第一項又は第一項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般的の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
- 第十四条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に對し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けたとき。
- 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 前項の規定にかかるわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行なうことができる。
- 一 当該退職をした者が刑事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し国家公務員法第八十二条第二項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十六条第二項又は国会職員法第二十八条第二項の規定による懲戒免職等処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般的の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般的の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職手当管理機関は、当該遺族に對し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行なうことができる。

案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行なうことができる。

- 三 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聽取しなければならない。
- 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聽取について準用する。
- 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。
- 支払差止処分に係る一般的の退職手当等に關し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。
- 第十五条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に對し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行なうことができる。
- （退職をした者の退職手当の返納）
- 退職をした者（退職手当の返納）
- 三 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 前項の規定にかかるわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行なうことができる。
- 一 第二項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行なうことができる。
- 二 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聽取しなければならない。
- 三 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聽取について準用する。
- 四 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。
- （遺族の退職手当の返納）
- 五 第二項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行なうことができる。
- 六 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。
- （遺族の退職手当の返納）
- 七 第二項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行なうことができる。
- 八 第二項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行なうことができる。
- 九 第二項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行なうことができる。
- 十 第二項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行なうことができる。

第二条 第十二条第一項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

第三条 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聽取について準用する。

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた在職期間中に懲戒免職等処分を受けたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜる処分を行うことができる。

第二条 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

第三条 退職手当の受給者が（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を行ふことができる。

第四条 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を行ふことができる。

第五条 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に關する処分を行ふことができる。退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員等

に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

第六条 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

第七条 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

第八条 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聽取について準用する。（退職手当審査会）

第九条 内閣府に、退職手当審査会を置く。

第二条 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第三条 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

第十条 退職手当審査会等への諮問

第十九条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

第二条 退職手当審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

第三条 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第四条 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第五条 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

第六条 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第七条 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第二十条 職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続いて地方公務員となり、地方公共団体又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。)によりその者の当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合ににおいては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合には、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

(実施規定)

第二十一条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。

2 職員のうち、国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十一号)第一条の規定の施行の日(次項において「昭和五十六年改正法第一条施行日」という。)前

に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて旧プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五十八号)第十六条第二項に規定する指定機関(当該指定機関であつた期間の前後の内閣総理大臣が定める期間における当該指定機関とされた法人を含む。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この項において「指定機関職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き指定機関職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者(引き続き指定機関職員として在職した後引き続いて公庫等職員として在職し、その後引き続いて再び職員となつた者を含む。)の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、指定機関職員となる前の職員としての在職期間とみなす。

3 職員のうち、昭和五六年改正法第一条施行日前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体(昭和五六年改正法第一条施行日前における地方公共団体の退職手当に関する規定に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算する旨の規定(以下この項において「通算規定」という。)がない地方公共団体に限る。)の地方公務員となるため退職をし、かつ、引き続き当該地方公共団体の地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、昭和五十六年改正法第一条施行日における当該地方公共団体の退職手当に関する規定による退職手当の額は、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三

十号。次項から附則第八項までにおいて「昭和四十八年改正法」という。)附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

5 附則第三項に規定する者のうち、昭和四十七年十二月一日に地方公務員であった者は、昭和四十八年改正法附則第五項に規定する適用日に在職する職員とみなす。

6 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正法附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三まで及び附則第十二項から第十六項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八・十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第六項」とする。

7 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正法附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二及び附則第十五項の規定により計算した額に前項に定めた割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正法附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第十三項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。

9 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われたことによる場合において、その者の俸給月額が減額されたことがある場合は、この限りでない。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

10 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第九項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは、「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ」(雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるの

ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、公職業安定所長が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(イに掲げる者を除く。)

11 「とする。
一 当分の間、第六条の四第四項第五号に掲げる者に対する同項(同号に係る部分に限る。)及び附則第六項の規定の適用については、同号中「百分の八」とあるのは「百分の八・三」と、同項中「附則第六項」とあるのは「附則第六項及び第十一項」とする。

当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十二項」とする。

一次に掲げる者 六十三歳

イ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。ニにおいて「令和三年

国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法（次号イ及び

附則第十四項第一号において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項

第二号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員

ロ 検事総長以外の検察官

ハ 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号。

附則第十五項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正

前の国会職員法（次号ロ及び附則第十四項第七号において「令和五年旧国会職員法」とい

う。）第十五条の二第一項第一号に掲げる国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に相当する国会職員として内閣官房

令で定める国会職員

二 令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（次号ハ及び附則第

十四項第九号において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第二号に掲

げる隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び附則第十四項にお

いて同じ。）に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員

二 次に掲げる者 六十歳を超えて六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

イ 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号（裁判所職員臨時措置法において準

用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち、内閣官房令で定める職員

ロ 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員の

うち、内閣官房令で定める国会職員

ハ 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち、内

閣官房令で定める隊員

当分の間 第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（前項各

号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく

退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を

除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用に

ついては、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十二項」とする。

前二項の規定は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用し

ない。

一 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員及び同項第三号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち内閣官房令で定める職員

二 国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する職員

三 公正取引委員会の委員長及び委員

四 裁判官

五 検査官

七 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち内閣官房令で定める隊員

八 国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

九 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち内閣官房令で定める隊員

十 自衛隊法第四十五条第一項に規定する自衛官

十一 給与その他の処遇の状況が前各号に掲げる職員に類する職員として内閣官房令で定める職員

十二 給与その他の処遇の状況が前各号に掲げる職員に類する職員として内閣官房令で定める職員

16 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは、「定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文（附則第十四項第一号に掲げる職員、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）」とする。

附 則（昭和三十一年八月五日法律第一三三号）

1 この法律は 昭和三十年九月一日から施行する。

2 1 この法律の施行前の退職により支給する改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「新法」という。）第十条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後において新法第十条の規定を適用する場合の勤続期間が六月以上十月未満で退職した者で、この法律の施行の日前の当該勤続期間が六月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

4 船員法（昭和二十一年法律第一百号）第一条に規定する船員である職員（恩給法（大正十二年法律第四十八号）の適用を受ける者を除く。）に支給する新法第十条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

5 昭和三十二年十月三十一日前に退職する職員に対する新法第十条第一項第四号の規定の適用を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国に

附 則（昭和三十一年四月一〇日法律第七四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行の際現在在職する職員のうち、先に職員として在職し、所属庁の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国に

おいて日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つたもので政令で定めるものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者その他の者で政令で定めるものが、年齢五十年以上で退職した場合には、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十二号）第五条の規定に該当する場合のほか、当分の間、政令で定めるところにより、同条の規定による退職手当を支給することができる。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五四号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則 （昭和三四年五月一五日法律第一六四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律は、改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六百六十三号）附則第一条第一号に掲げる日（改正前）の規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 1 この法律は、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「旧法」という。）附則第十二項に規定する郵政職員等及び新法第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 1 この法律は、改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六百六十三号）附則第一条第一号に掲げる日（改正前）の規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

3 1 この法律は、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「旧法」という。）附則第十二項に規定する郵政職員等及び新法第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

6 1 附則第四項に規定する者に対する新法第六条の規定の適用については、同条中「五十八・二」にあるのは、「第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の額に対する前条及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六百六十四号）附則第四項の規定により計算した退職手当の割合を六十に乗じて得た数」とする。
7 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定の適用を受ける職員に対する退職手当の支給については、なお従前の例による。
8 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定の適用を受ける職員については、新法第四条第二項の規定は、適用しない。

附 則 （昭和三五年六月一八日法律第一一一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。
改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）第七条第八項及び第十条（公共職業安定所に関する部分を除く。）の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、新法第七条の二の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 1 職員が国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「一部改正法」という。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」という。）前に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合（一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とする。

4 新法第七条の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。
この法律の規定による退職手当の支給を受けた者の二第一項の退職をした者は、昭和三十五年四月一日前に新法第七条の二第一項の退職をした者である。

5 1 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）附則第七項中新法附則第九項に係る部分及び附則第九項の規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 1 この法律は、公布の日から施行する。
この法律は、改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）附則第七項中新法附則第九項に係る部分及び附則第九項の規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。
この法律は、改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）附則第七項中新法附則第九項に係る部分及び附則第九項の規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。
この法律は、改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）附則第七項中新法附則第九項に係る部分及び附則第九項の規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当法第一条の四から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から前項まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項までの規定にかかるわらず、その者につき法律第六十四号による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法及び附則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。
 (特定指定法人から復帰した職員等に関する経過措置)

9 この法律の施行の日前に旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同公庫等に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において新法第七条の二第一項に規定する項目に規定する公庫その他の法人でこの法律の施行の日において新法第七条の二第一項に規定する公庫等に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の退職手当法第七条第一項の規定による在職期間の計算についてでは、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

10 前項に規定する者がこの法律の施行の日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧法の規定による退職手当の支給を受けている者であるときは、附則第二項の規定にかかるわらず、前項の規定は、当該旧法の規定により支給を受けた退職手当については、適用しない。

11 この法律の施行の日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当法第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間とみなす。

12 附則第九項に規定する者は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当法第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当法第二条の四から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した退職手当の額）とする。

13 退職手当法第二条の四から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

14 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する金額を合計した額（その他の経過措置）

15 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新法第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から第七項までの規定にかかるわらず、退職の定による在職期間の計算については、なお從前の例による。

日におけるその者の俸給月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が新法第三条から第六条まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第七項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

適用日からこの法律の施行の日の前日までの期間内に退職した者（当該退職が死亡による場合には、その遺族）に旧法の規定により支給された退職手当は、新法の規定及び附則第五項から附則第八項まで又は前項の規定による退職手当の内払とみなす。

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四九年一月二八日法律第一一七号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二〇日法律第九一号）

（施行期日）

1 この法律中第一条並びに次項及び附則第四項から第七項までの規定は公布の日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和五十七年一月一日から施行する。

（適用日等）

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下「改正後の法」という。）附則第十三項から第十六項までの規定は、昭和四十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当については、昭和五十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十七」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「四十一年」とし、昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。

3 第二条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律附則第五項（同法附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同法附則第六項の規定の適用については、昭和五十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十七」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「四十一年」とし、昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。

4 昭和四十七年十二月一日から第一条の規定の施行日の前日までの期間（以下「適用期間」という。）内に退職した者につき、改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうちこれらに規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令（以下「退職時の法令」という。）の規定によるものとする。

5 適用期間内に退職した者で改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定の適用を受けるもの（そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族）で適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る改正後の法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族）で適用期間内に死亡したものの以外のものに対し、その請求により、支給する。

6 改正後の法第十一条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替えるものとする。

7 適用期間内に退職した者で改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいて第一条の規定の施行前に既に支給された退職手当（そのもの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいて第一条の規定の施行前

に既に支給された退職手当は、改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当を含む。）の内払となす。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年一二月一四日法律第一〇一〇号）

（施行期日）
この法律は、昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 第四条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年七月一三日法律第五四号）抄

（施行期日）
この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五九年八月一日から施行する。
（国家公務員等退職手当法の一一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（次項において「旧退職手当法」という。）第十条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第十条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）第十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 退職手当法第十条第一項又は第二項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額に手当の支給を受けることができる者に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）第十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

二 退職手当法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧退職手当法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第九項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。

三 退職手当法第十条第六項又は第七項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。

四 雇用保険法第十九条第一項（同法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）及び同法第三十三条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に關しては、同法第三十三条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による退職手当法第十条第一項中「雇用保険法（昭和四九年法律第百六十六号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第三条第一項に規定する旧受給資格者に対する支給される基本手当の支給の条件」と、同条第二項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「同法の規定による特例受給資格者に対する支給される特例一時金の支給の条件」とあり、同条第八項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第九項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第三条第一項に規定する旧受給資格者に対する支給される基本手当の支給の条件」と、同条第六項及び第七項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第七条に規定する旧特例受給資格者に対する支給される特例一時金の支給の条件」とする。

五 退職手当法第十条第三項から第五項までの規定は、適用しない。
（その他の経過措置の政令への委任）
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（次項において「新退職手当法」という。）第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員としての在職期間を有するものの国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び附則第八条において「新法」という。）に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間とみなす。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続いだ日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の職員となり、かつ、引き続い会社の職員として在職した後引き続いだ新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（次項において「旧退職手当法」という。）第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社の職員としての在職期間を新法第二条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるもの及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続いだ会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四九年法律第百六十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、新法の適用があるものとみなして、新法第十条の規定による退職手当を支給する。

（政令への委任）
第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和五九年一二月二十五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員としての在職期間を有するものの国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び附則第七条において「新法」という。）に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の新法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（次項において「旧退職手当法」という。）第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社の職員としての在職期間を新法第二条第一項に規定する職員としての引

き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む）の支給を受けているときは、この限りでない。

この法律の施行前に旧公社を退職した職員であつて旧退職手当法による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項に定めるものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるもの及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続いて会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、新法の適用があるものとみなして、新法第十条の規定による退職手当を支給する。

（政令への委任）

第二十八条 附則 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （昭和六〇年三月三〇日法律第四号）抄

（施行期日等）

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第一項の改正規定（「傷病」を「負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）」に改める部分に限る。）及び附則に二項を加える改正規定（附則第十九項に係る部分に限る。）は、同年三月三十一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法第十二条第三項及び第十二条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。（経過措置）

5 この法律の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国家公務員等退職手当法第三条から第六条まで、改正前の法律第百六十四号附則第三項又は改正前の法律第三十号附則第五項から第八項まで

の規定により計算した場合の退職手当の額が、改正後の国家公務員等退職手当法第三条から第六条まで、改正後の法律第百六十四号附則第三項又は改正後の法律第三十号附則第五項から第八項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定による退職手当の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に国家公務員等退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により同条の規定の適用について公庫等職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）として在職する者のうち職員から引き続いて公庫等職員となつた者又は施行日の前日に地方公務員として在職する者で、公庫等職員又は地方公務員として在職した後引き続いて職員となつたものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

附 則 （昭和六〇年一二月二一日法律第九七号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十二条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二项を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に第五十五条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項に定めるものとし）（以下「新退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員として在職する者で日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するもの的新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて承継法人であつて改革法第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて新退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間及び施行日以後の承継法人等の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けるときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した職員であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるもの及び施行日の前日に日本国有鉄道の職員として在職し、引き続いて承継法人又は清算事業団の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に承継法人又は清算事業団を退職したるものとし、かつ、旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対するは、新退職手当法の適用があるものとみなして、新退職手当法第十条の規定による退職手当を支給する。

4 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対し、旧退職手当法の規定により支給した一般的の退職手当等の返納については、その者及び一般の退職手当等は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の退職した者及び一般の退職手当等とみなして同条の規定を適用する。この場合において、その返納は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がさせることができるものとする。

（政令への委任）

第四十二条 附則 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員退職手当法の一一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた前条による改正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項（以下「法律第百六十四号附則」といいう。）又は国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第

五項から第八項まで（以下「法律第三十号附則」という。）の規定による退職手当の額が、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、法律第六百六十四号附則又は法律第三十号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則 **（平成元年六月二十八日法律第三六号）抄**

（施行期日） この法律は、平成元年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成元年五月二日法律第五一号

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項の規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則 **（平成四年四月一日法律第二八号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項の規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 1 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた前項の規定による改

正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで又は国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項（以下「昭和三十四年法律第百六十四号附則」という。）若しくは国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで（以下「昭和四十八年法律第三十号附則」という。）

の規定による退職手当の額が、前項の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで又は昭和三十四年法律第百六十四号附則若しくは昭和四十八年法律第三十号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則 **（平成六年六月一五日法律第三三三号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成六年六月二九日法律第五七号）抄**

（施行期日）

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 **（平成六年六月二九日法律第五七号）抄**

（施行期日）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成八年六月一四日法律第八二号）抄**

（施行期日）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 **（平成八年一一月一一日法律第一一二号）抄**

（施行期日）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）、給与法第十二条の八を第十二条の九とし、第十二条の七の四に一条を加える改正規定、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条、第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第一項及び第三項、第十九条の七第一項並びに第二十三条第二項から第五項までの改正規定並びに給与法附則第九項を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十九項までの規定 平成九年四月一日

附 則 **（平成九年六月四日法律第六六号）抄**

（施行期日等）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の国家公務員退職手当法第十二条の二の規定は、この法律の施行の日以後の退職手当について適用する。

附 則 **（平成九年六月二〇日法律第九八号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成九年一二月一〇日法律第一一二号）抄**

（施行期日等）

この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成九年一二月一〇日法律第一一二号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（同じ。）の下に「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。）、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十年一月一日

附 則 **（平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一一年七月七日法律第八三号）抄**

（施行期日）

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 **（平成一一年七月一六日法律第一〇四号）抄**

（施行期日）

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 **（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄**

（施行期日）

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二一年五月二一日法律第五九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例によること。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日法律第一八〇号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（国家公務員退職手当法の一一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十条第十項第四号及び第十三項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第十項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する前条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十条第十項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新退職手当法第十条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

3 新退職手当法第十条第十四項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（新雇用保険法第十条の四第二項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帶して新退職手当法第十条第十四項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年六月四日法律第六二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家公務員退職手当法第五条の二及び第七条の二の改正規定並びに同条の次に一条二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日から起算して二月を超える改正規定並びに附則第五項から第七項までの規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第四項の規定 平成十六年十月一日
(経過措置)

2 平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間ににおける第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法附則第二十一項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第六条の規定にかかるわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。

3 平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間ににおける第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第五項（同法附則第六項又は第七項においては、第六条の規定にかかるわらず）及び同法附則第六項の規定の適用については、同法附則第五項中「第五条の二」とあるのは「第六条」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同法附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超える七年以下」と、同法附則第七項中「第五条及び第五条の二並びに」とあるのは「第五条から第六条まで及び」とする。

4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で国家公務員退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかるわらず、その者が同法第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同法附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日法律第一三六号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条・第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。

5 前三项に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

(施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(国家公務員退職手当法) 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第百六十七條の規定により引き続いて承継会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。)第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当(これに相当する給付を含む。)を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

この法律の施行前に旧公社を退職した者であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとのとしたならば旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者が退職の際勤務していた旧公社の事務又は事業とみなして新退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当を支給する。

この法律の施行前に旧公社を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、日本郵政株式会社を同法第十二条の二第一項に規定する各

第三条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)

として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎と

して、この法律による改正前の国家公務員退職手当法(以下この項において「旧法」という。)

第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項までの規定、附則第九条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項から第七項までの規定並びに附則第十条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により退職し、通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものについては、その者が旧法第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職し、たもの及び三十七年以上四十二年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものとみなしして新制度切替日)にあつては、百四分の八十三・七)を乗じて得た額が、国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の五まで並びに附則第六項から第八項まで及び第十一項の規定、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項から第七項までの規定、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項の規定並びに附則第五条及び第六条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をい

う。

一 施行日の前日及び施行日において職員(国営企業等の職員を除く。以下「一般職員」とい

う。)として在職していた者 施行日

二 施行日の前日において一般職員として在職していた者で、施行日に国営企業等(当該国営企

業等に係る適用日が施行日であるものに限る。)の職員となつたもの 施行日

三 国営企業等のいざれかに係る適用日の前日及び適用日において当該国営企業等の職員として

在職していた者(その者の基礎在職期間(国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)のうち当該適用日前の期間に、新制度適用職員としての在

職期間が含まれない者に限る。)当該国営企業等に係る適用日

四 国営企業等の職員として在職した後、施行日以後に引き続いて一般職員となつた者(その者

の基礎在職期間のうち当該一般職員となつた日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間

が含まれない者に限る。)当該一般職員となつた日

五 国営企業等の職員として在職した後、引き続いて他の国営企業等の職員となつた者(その者

の基礎在職期間のうち当該他の国営企業等の職員となつた日前の期間に、新制度適用職員とし

ての在職期間が含まれない者であつて、当該他の国営企業等の職員となつた日が当該他の国営

企業等に係る適用日以後であるものに限る。)当該他の国営企業等の職員となつた日

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は国家公務員退職手当法第七

条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用について同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この項において「公庫等職員」という。)若しくは国家公務員退職手当法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員(以下この項において「独立行政法人等役員」という。)となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続いて一般職員となつたもの(その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日前の期間に、新制

第一条 この法律は、平成一七年一一月七日法律第一一五号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月七日法律第一一五号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の經營する企業、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(この法律の施行の日以後に引き続いて一定の規定による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「適用日」という。)から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。)

第一条 この法律は、郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置。
(経過措置)
第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の經營する企業、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(この法律の施行の日以後に引き続いて一定の規定による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「適用日」という。)から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この条において同じ。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、行政執行法人ごとに、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から適用し、同日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十八年三月三一日法律第十七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

（国家公務員退職手当法の一項改正に伴う経過措置）

第十七条 退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の事務又は事業を雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたものに該当するものにつき、前条の規定にたなば第二条改正前雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十条第四項又は第五項の勧続期間を計算する場合における国家公務員退職手当法第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

2 新退職手当法第十条第十項（第六号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を除く。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為（当該行為に關し、前条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十条第十項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていいものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 新退職手当法第十一条第一項において準用する同条第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する国家公務員退職手当法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職

手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する国家公務員退職手当法第十条第十項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年一一月二四日法律第八〇号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条及び第九条並びに附則第四条及び第六条から第十条までの規定 平成二十九年一月一日

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（第四条第八項）を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十一年一月一日

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 国家公務員退職手当法第十条第九項（第二号に係る部分に限り、同法附則第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した同法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて同法第十条第一項に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第二項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

退職職員であつて第四条改正後職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する国家公務員退職手当法第十条第十項（第五号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が第四号施行日以後ある場合について適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、平成三十年一月一日から施行する。
附 則 (平成二十九年一二月一五日法律第七九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日法律第六一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十一条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (令和三年六月一日法律第六二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第七条 暫定再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第六二号)附則第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九条の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第二十条第一項の規定を適用する。

3 前二条及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年五月一七日法律第二六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る)、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六项」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定((「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く」)を削る部分に限る)、同法附則第十条の二及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十二条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十一条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日(国家公務員退職手当法の一一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国家公務員退職手当法第十条第三項の規定は、第二号施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の内閣官房令で定める職員に該当するに至った者について適用する。(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一日法律第一二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る)、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六项」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定((「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く」)を削る部分に限る)、同法附則第十条の二及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十二条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

2 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十一条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

3 第一条中雇用保険法第十五条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の二」に改める部分に限る)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の